

笑顔あふれる学校づくりのための 基本方針

《藤沢市立御所見小学校》

藤沢市立御所見小学校 笑顔あふれる学校づくりのための基本方針

(藤沢市立御所見小学校いじめ防止基本方針)

藤沢市立御所見小学校

1 いじめの防止に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本姿勢)

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。また、いじめほどの子どもにも起こりうるという事実をふまえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有します。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ったり、いじめを知ってだまっていたりしてはいけません。

たとえば、相手が嫌な気持ちになるような行為をしてはいけません。一人の児童に対し、複数の児童が一緒になって傷つけるような行為をしてはいけません。また、いじめを知ったり、いじめにつながりそうな行為を知ったりしたときには、必ず先生に知らせます。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「いのちを大切にすること」「他者を思いやる気持ち」を育くむためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要なことです。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導及び支援を行います。また、事実確認より判明した、いじめに対するいじめ事案に関する情報を提供します。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのためには、本校はPTAや地域の関係団体と連携して、地域全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 学校、学級にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます

① みんな違うけど、みんな仲良し <児童の合言葉1>

「いじめはだめ！」いじめゼロをめざした児童会活動を推進します。

「みんなの目で、いじめをゆるさない！」いじめを知ったらすぐに先生に知らせます。

② 笑顔であいさつ <児童の合言葉2>

人との関わりを豊かにし、温かな人間関係を生み出すために、笑顔、言葉を交わす「笑顔であいさつの日」を設け推進します。また、保護者の協力を得ながら家庭との連携を図ります。

③ 進んではたらく <児童の合言葉3>

人とつながり協働による相互交流を行うことで達成感を味わい、人と分かり合えるうれしさや喜びを実感できる学級会活動や清掃活動を推進します。

(2) 児童の自尊感情を育むと共に、校内における温かな人間関係を築き、自己有用感・肯定感を育みます

全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努めます。

① 「学び合い 響き合う」授業の実践

児童一人ひとりの考えや想いを引き出し、それをつなげ、更に高いものを創りあげていく学び合い響き合う授業を通して、学びの楽しさ・喜びと共に先生と仲間と一緒にやり遂げたという達成感・成就感を育てます。

② 児童会活動やさまざまな活動の実践

6年間を見通した様々な異学年交流活動を通して、やさしさや思いやり、自他を尊重する心を育みます。

(3) 道徳教育・人権教育の充実を図ります

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断の規範意識等を身に付けさせるために、全ての教育活動を通して道徳教育の充実に努めます。

(4) 情報モラル教育を推進します

発信されたことが急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、情報モラル教育を推進する共に保護者への啓を行います。

(5) いじめの定義の共通理解を推進します

いじめは決して許されないということについて、校内研修や職員会議を通して職員間の共通理解を図るとともに、いじめの未然防止のための授業や日常の教育活動においても機会をとらえ、児童間での共通理解を図ります。

3 いじめの早期発見の取組、早期対応に関する具体的方策について

- ・いじめを早期発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 児童対象学校生活アンケート調査
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査
(必要に応じて随時)
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 学級担任や児童支援担当教諭、その他の職員との面談
 - ② 本校担当スクールカウンセラーとの面談
 - ③ 学校以外の相談窓口の活用（藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター）等）
- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、児童の安全を確保します。
- ・いじめに係る相談・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに「御所見小学校いじめ問題対策委員会」に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、「御所見小学校いじめ問題対策委員会」が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及び支援と、その保護者に対する助言等を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを行った児童に対する指導は、その児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童の学習権に十分に配慮した上で、いじめを行った児童に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしていた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については、日常的に注意深く観察し、必要に応じて指導及び支援を行います。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

4 「御所見小学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法22条に基づき、いじめ防止、いじめ早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うため、「御所見小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「御所見小学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、校内支援委員会（学年担当、児童支援担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）などからなります。

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な専門的知見のある第三者の参加を検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、実行、検証、修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめ事案の報告

(3) 会議の開催

定期的に月1回開催。いじめと思われる相談等があった場合には、随時開催します。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、敏速に調査に着手します。

6 その他

いじめ防止の取組状況を学校評価に位置づけ、外部評価、自己評価を分析し、改善を図ります。

*この基本方針は、令和4年4月11日より適用する